

募集

社会教育委員

●教育委員会の要請に応じ意見を述べる ●審議事項に伴う調査研究活動 ●各種研修会への参加^{ほか}

□資格・人数 在住・在勤・在学中で18歳以上の方(4月1日現在)・2人
※ほかの付属機関委員との兼任は不可

□任期 7月1日～令和3年6月30日

□会議 月1回2時間程度 ※平日午後開催予定

□報酬 月額2万9,000円

■5月15日(水)(必着)までに、作文「人生100年時代における社会教育の役割について」(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号・社会教育活動歴を〒202-8555市役所社会教育課(保谷庁舎3階)へ郵送または持参

▶社会教育課 保 ☎042-438-4079

介護保険運営協議会委員

要介護者などの意向を適切に把握し、より適切な介護保険事業運営を行って

いくための検討を行います。

□資格・人数 ●第1号被保険者(在住で65歳以上の方)・2人
●第2号被保険者(在住で40～64歳の方)・2人

□任期 8月(予定)から2年間

□会議 不定期(任期中に12回程度、平日昼間開催)

□報酬 日額1万800円

■5月31日(金)(消印有効)までに、作文「西東京市の高齢者福祉や介護保険の課題等について」(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号を〒202-8555市役所高齢者支援課

(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ郵送または持参

▶高齢者支援課 保 ☎042-438-4030

etc その他

寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※菊池建設(株)様(3面GPS式太陽電池ポール時計)

▶管財課 田 ☎042-460-9812

5月15日 防災行政無線などによる全国一斉情報伝達試験

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国の緊急情報を確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。

この試験は、全国的に実施されます。

■5月15日(水)午前11時

■市内75カ所の防災行政無線スピーカーより「これは、Jアラートのテストです」という音声を3回放送

※災害とお間違えのないようにお願いします。

※詳細は市HPをご覧ください(「安全・安心いーなメール」でも本試験をお知らせする内容を配信予定)。

□Jアラート 国から送られてくる弾道ミサイル情報や地震などの緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステム

▶危機管理室 保 ☎042-438-4010



公聴会

■5月22日(水)午前10時

■保谷庁舎2階

■建築基準法第48条第15項の規定による公聴会(北町5丁目自動車修理工場に係る用途許可)

■5人

■利害関係者で公述希望の方は、5月20日(月)までに下記へ

※詳細はお問い合わせください。

▶建築指導課 保 ☎042-438-4026

傍聴 審議会など

■地域公共交通会議

■5月13日(月)午後2時～4時

■保谷庁舎別棟

■移動支援の実証実験に向けた進捗報告^{など}

■5人

▶都市計画課 保 ☎042-438-4050

■図書館協議会

■5月17日(金)午後3時～5時

■中央図書館

■図書館事業計画^{ほか}

■3人

▶中央図書館 保 ☎042-465-0823

■総合教育会議

■5月14日(火)午前10時

■田無庁舎4階

■教育に関する協議・調整

■10人

■行財政改革推進委員会

■5月16日(木)午前10時

■田無庁舎3階

■予算の概要^{ほか}

■5人

▶企画政策課 田 ☎042-460-9800

■子ども子育て審議会

■5月20日(月)午後7時

■田無庁舎5階

■今年度の主な事業^{ほか}

■8人

▶子育て支援課 田 ☎042-460-9841

■中小企業等資金融資検討委員会

■5月23日(木)午後6時30分

■保谷庁舎2階

■今後の融資制度のあり方^{ほか}

■5人

▶産業振興課 保 ☎042-438-4041

都営住宅の入居者募集

東京都直接募集を行います。詳細は募集案内をご覧ください。

※西東京市地元募集は行いません。

◆東京都直接募集

●家族向け・単身者向け…3,453戸

□案内・申込書配布

■5月7日(火)～15日(水)の平日のみ

■田無庁舎2階・保谷庁舎1階・出張所

※都庁・区市町村窓口・問でも配布

※申込書などは、募集期間中のみ問のHPからもダウンロード可

■5月20日(月)(必着)までに、申込書を渋谷郵便局へ郵送

■問東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(案内配布期間中☎0570-010-810/それ以外☎03-3498-8894)

▶住宅課 保 ☎042-438-4052

災害に強いまちづくり

▶住宅課 保 ☎042-438-4052

耐震診断・改修^{など}

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣

■耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法

■分譲マンションの管理組合^{など}

□派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}

◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆補強設計費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修^{など}(建替・除却を含む)を行うもの

□助成額 費用の23%(1,500万円)^{まで}

※緊急耐震重点区域の場合、1戸当たり30万円を加算

木造住宅

◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の2分の1(6万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□助成額 ①改修…費用の2分の1(90万円)^{まで}
②建て替え・除却…費用の3分の1(30万円)^{まで}

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター設置費用の助成

■65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯

□対象住宅 木造住宅の「耐震診断」に同じ

□助成額 費用の10分の9(30万円)^{まで}

□共通事項

●助成金額は1,000円未満を切り捨て

●助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

普及啓発および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、普及啓発および助成金の拡充を実施します。

緊急耐震重点区域

市内全域に拡充します。

普及啓発

戸別訪問は令和元年度末までを予定していましたが、平成30年度末をもって対象地域の訪問が完了しました。今後は、対象建築物全戸に対し、耐震化の必要性・助成制度等のご案内をダイレクトメールにより送付します。

□期間 平成31年4月1日～令和8年3月31日

□対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅

助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額を拡充します。

□期間 平成31年4月1日～令和8年3月31日

※分譲マンションは、令和3年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。

※助成金については、各年度の予算の範囲となります。